

感染症発生時における職員の派遣に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の介護保険施設その他の施設において感染症が発生した場合に、当該施設に職員を派遣する際の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で規定する感染症及び新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定する新型インフルエンザ等をいう。
- (2) 県内施設 次に掲げる施設であって、県内に開設されたものをいう。
 - ア 介護保険法で規定する介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設並びに介護老人保健施設
 - イ 老人福祉法で規定する養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、県が職員の派遣を必要と認める介護保険施設
- (3) 協力団体 県内施設の開設者を構成員とする団体であって、県内の介護保険施設その他の施設において感染症が発生した場合における当該施設への職員の派遣のための相互協力について、県と約定をした団体をいう。
- (4) 登録施設 次条第3項の規定により、当該施設に勤務する職員が派遣職員候補者名簿に登録された施設をいう。

(候補者名簿)

- 第3条 県及び協力団体は、県内施設で感染症が発生した場合に備えて、当該施設に職員を派遣するため、派遣職員候補者名簿（様式1）を作成するものとする。
- 2 県内施設の開設者は、派遣職員候補者登録申請書（様式2）に必要書類を添えて、協力団体に候補者名簿の登録を申請することができる。ただし、協力団体の構成員でない開設者が申請する場合にあっては、県に申請するものとする。
 - 3 県及び協力団体は、前項の規定による登録の申請があった場合において、その内容が真正であると認められるときは、当該候補者を派遣職員候補者名簿に登録するものとする。

(派遣の依頼)

- 第4条 登録施設の職員又は入所者が感染症にかかっていると診断されたことに伴い、介護を行う職員が不足すると見込まれるときは、当該施設（以下「感染症発生施設」という。）の開設者は、自らが開設する他の施設の職員の配置換え等の措置を講じ、職員の不足に対応するものとする。
- 2 感染症発生施設の開設者は、前項に規定する措置を講じても、なお職員が不足すると認めるときは、職員派遣依頼書（様式3）に必要書類を添えて、県に職員の派遣を依頼することができる。

(協議の依頼)

第5条 県は、前条第2項の規定による派遣の依頼を受けたときは、当該施設への職員の派遣について登録施設の開設者と協議するよう、職員派遣協議依頼書(様式4)により協力団体に依頼するものとする。

(候補者の選定)

第6条 協力団体は、前条の規定による依頼を受けたときは、感染症発生施設が開設された地域等を考慮し、県又は協力団体が作成した派遣職員候補者名簿に登録された者の中から、当該施設に派遣する職員の候補者を選定するものとする。

(派遣の協議)

第7条 協力団体は、前条の規定により選定した候補者が勤務する登録施設の開設者と、当該候補者の派遣について職員派遣協議書(様式5)により協議するものとする。

(協議成立の通知)

第8条 協力団体は、前条の規定により協議した登録施設の開設者が派遣を承諾したときは、職員派遣協議成立通知書(様式6)により県に通知するものとする。

(派遣の決定)

第9条 県は、前条の規定による通知を受けたときは、派遣を承諾した開設者(以下「派遣元」という。)及び感染症発生施設の開設者(以下「派遣先」という。)に対し、職員派遣決定通知書(様式7)により通知するものとする。

2 前項の場合において、当該感染症発生施設が、中核市が指定する介護老人福祉施設又は市町村が指定する地域密着型介護老人福祉施設であるときは、当該中核市又は市町村に対し、併せて通知するものとする。

(派遣協定の締結)

第10条 派遣元と派遣先は、派遣協定書(様式8)の例により派遣協定を締結するものとする。

(危険手当)

第11条 前条に規定する派遣協定(以下単に「派遣協定」という。)に従った職員の派遣に要する危険手当は、県が定める予算の範囲内で、県が負担するものとする。

2 派遣元は、前項に規定する危険手当の額に相当する額の支払を県に請求することができる。

(損害賠償保険料)

第12条 派遣協定に従った職員の派遣に要する損害賠償保険料は、県が定める予算の範囲内で、県が負担するものとする。

2 前項に規定する場合には、前条第2項を準用する。

(交通費・宿泊費)

第13条 派遣協定に従い派遣された職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先で業務に従事するに当たり、その住居から当該業務に従事する施設への移動に要する交通費及び宿泊を要する場合の宿泊費は、県が定める予算の範囲内で、県が負担するものとする。

2 派遣職員は、口座振替支払依頼書（様式9）に移動・宿泊報告書（様式10）を添えて、前項に規定する交通費及び宿泊費の支払を県に請求することができる。

3 派遣職員は、第1項に規定する交通費及び宿泊費の受領に関する権限を第三者に委任することができる。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康長寿推進課長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。